

## わがチラ裏ブログより転載

<http://www.ma-2.com/blog1/>

ふちんかん

### ✿ ドローン DJI社 Mavic 2 Zoom 購入

DJI 社の Mavic2Zoom。悩みに悩んでついには買ってしまった。趣味に使うとしてはかなりの高額商品で、本当に「清水の舞台から飛び降りる気持ち」を重ねに重ねての決断。こんな思いは大学時代に買ったカメラ（ペンタックスの最高機種 LX）以来。

さて、これまでトイドローンから始まって、カメラ・ジンバル搭載の重量級ドローンをはさんで、満を持しての3台目。しかしこの機種が一番手軽で簡単。優秀なカメラ・ジンバル、安定した飛行・映像送信、数々の安全装置など、高いだけのことにはある。またカメラがズームレンズになっていることで撮影の幅が広がるのは、これまでの機種にないアドバンテージである。飛行・映像の安定感以下の動画でご覧あれ。



<https://www.youtube.com/watch?v=5L9C6J4YL-Q&feature=youtu.be>

### ✿ ドローンを飛ばすのに必要なこと

法律的な話を。

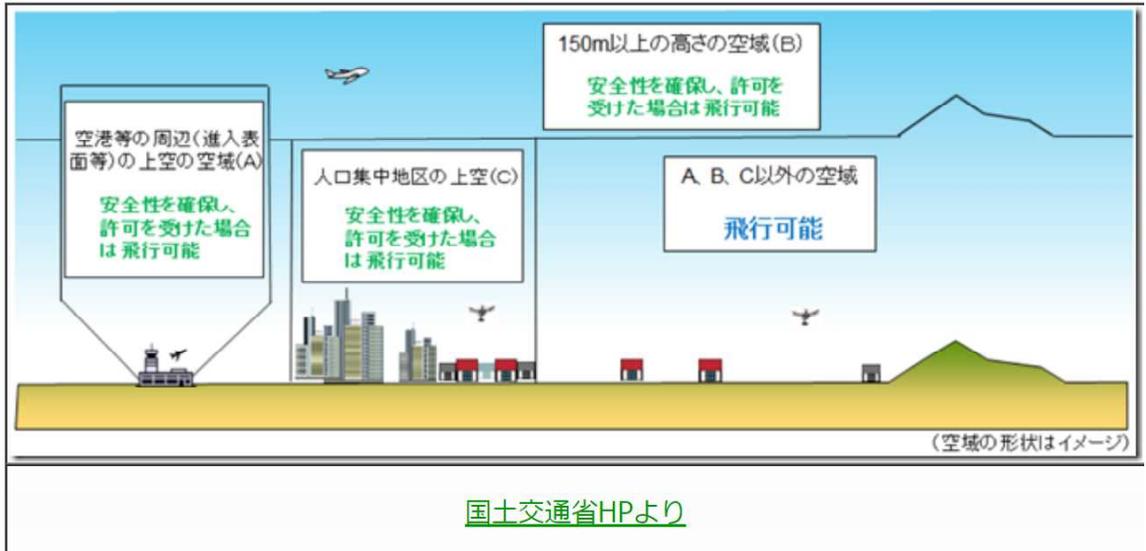
まずドローンを購入・飛行するのに必要な「免許」というものは存在しない。ただし、民間の検定はいくつかある。私も「ドローン検定」3級は取得している。

そして、種々の許可や承認、規制がかかってくる。これが思うよりも厄介である。

ドローン自体がこれまで世の中に無かったものなので、専用の法律がない代わりに、飛行する先々に関連する法律等諸々を考えなくてはいけないのだ。

まずドローンの飛行自体については、「航空法」により以下の規制がある。

- ・ 空港周辺（以下の図 A）
- ・ 高度 150m 以上（以下の図 B）
- ・ 人口集中地区[DID 地域]（以下の図 C）



これ以外に「無人航空機の飛行ルール」によって

- ・ 人や建物の 30m 以内
- ・ 夜間飛行
- ・ 目視外飛行
- ・ イベントでの飛行

等の制限がある。（ただし以上は 200g 以下のドローンは対象外）

この規制の中で気を付けないといけないのは、目視外飛行。多くのドローンはドローンからの映像を送信機（操縦するコントローラーのこと：信号を送るので送信機という）側で受信して、その画像を見ながら操縦することになる。これは目視外飛行となる。

つまりそれなりのドローンを購入して、飛行映像を観よう・撮影しようとする場合は、国土交通省に申請を出す必要がある（右）。申請自体はオンラインでできるので、ある程度の経験があれば簡単。だが申請書類の中に目視外飛行の経験を記入する欄があり、10時間以上の経験がないと申請を通らない。幸い私は、初代のトイドローン（200g 以下だがカメラがついていた）で飛行経験があったので事なきを得たが、普通はドローンスクールの認定講習を受けるか、ドローン練習所で飛行実績を積むしかない。これはなかなか敷居の高いことだ。



次回に続く（続いてない）